

# 地方行財政について

---

平成29年12月1日  
野田議員提出資料

# 地方団体における窓口業務の更なる効率化について

- 地方団体における民間委託はごみ収集などでは進んでいるが、**窓口業務については、審査・決定など公権力の行使にわたる事務を除く必要があることから、民間委託が進まない状況。**
- このため、窓口業務の委託について**地方独立行政法人の活用などを推進。**  
→ 来年度、これらの取組を強化し、その状況を踏まえ、地方交付税におけるトップランナー方式について**平成31年度の導入を視野に入れて検討。**
- また、民間委託にとどまらず、マイナンバーシステムやAI等の活用により、**窓口業務自体を省力化。**

## 窓口業務の民間委託のための取組の強化

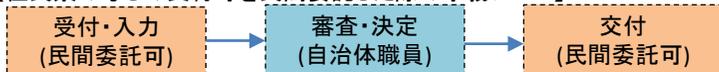
- 今後取組が期待される中核市(人口20万人以上)や人口10万人以上の市・特別区を主なターゲットに、**取組を強化。**

### ① 「業務改革モデルプロジェクト」(※)により自治体を支援(H28年度～)

※ 選定した地方自治体において、モデル的に、窓口業務等についてICT化・オープン化・アウトソーシングを一体的に実施。これにより改革の手法を確立して、横展開を図る。

### ② 地方独立行政法人の活用(地方独立行政法人法改正(H30.4施行))

【住民票の写しの交付等を民間委託した際の事務フロー】



**地方独立行政法人へは、審査・決定も含め、原則一連の窓口事務を委託可能に**

※ モデル事例となる自治体には、業務改革モデルプロジェクトにより支援

### ③ 標準委託仕様書の作成(年度内)

※ 窓口業務の民間委託実施市区町村数 : 275 (H28.4) → 301 (H29.4) 目標(KPI) 416 (H32)

取組の強化

## ICTの活用による窓口業務自体の省力化

### マイナンバーシステムの活用

- マイナンバーによる情報連携がスタート(11月13日本格運用)  
→ 行政手続のワンストップ化、行政機関等への提出書類(住民票、課税証明書等)が省略可能に
- マイナンバーカードの券面情報を活用した申請書自動記載
- コンビニ交付サービスの導入促進
- マイナポータル・電子証明書を活用したオンライン申請の拡大

### AI等新技術の活用

- 窓口業務の一部をAIを活用して省力化  
(活用・検討事例)
  - ・ 申請データの取得、システム入力を自動処理する実証実験(受領証明書・発注書の送付についても検討)
  - ・ 窓口での問合せに対する回答案を検索するシステムの試験導入

## 第三セクター等の経営改革の推進について

- 総務省では、平成21年の自治体財政健全化法の全面施行以来、事業継続の是非を含む**経営健全化に取り組むよう、各地方団体に要請し**、一定の成果。
- 平成28年度以降、**財政的リスクの状況について、毎年度調査し、結果を公表**することとした。
- 平成29年3月には先進的な経営改革をまとめた事例集を作成・周知した。
- 平成30年1月に、財政的リスクの高い第三セクター等について、各地方団体において、新たに**経営健全化のための方針を策定・公表**するよう要請していく(過去2年連続で一定の基準に該当した400法人程度を対象)。

### 【経営健全化の成果】

- 地方団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高の減少

- 地方団体からの補助金の減少

- 抜本的改革等により法人数が減少

平成22年度決算	平成27年度決算
6兆2,670億円	3兆5,328億円

平成22年度決算	平成27年度決算
3,775億円	2,682億円

	平成22年度	平成27年度
法人数(総数)	8,401	7,410
経常赤字法人数	2,821	2,188
債務超過法人数	369	234

### 【財政的リスクの高い第三セクター等】 ※平成27年度決算による

調査対象法人： 1,193法人

第三セクター等7,410法人のうち、地方団体が損失補償等を行っている法人

うち、2年連続で下記項目に該当し、財政的リスクが高いと認められる法人： 417法人

- ・ 地方団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上
- ・ 債務超過
- ・ 経常赤字
- ・ 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方団体の標準財政規模の10%以上

# 地方団体の基金について（11月16日提出資料の補足）

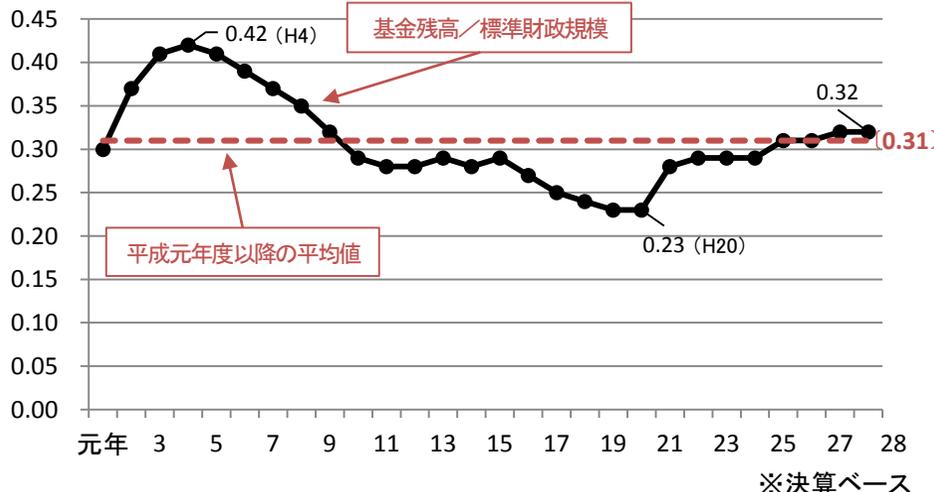
## ＜基金残高の水準＞

- 地方交付税により財源保障されている地方財政においては、赤字地方債は例外的に認められている範囲内でのみ発行が可能。歳入・歳出の変動は、基金で対応することが制度上の前提であり、一定水準の基金の確保が必要。
- 基金残高が最低レベルであった時期（平成17～19年度頃）は、半数以上の地方団体が給与カットを実施してまで基金を確保。多くの地方団体にとって、この時期の基金残高は必要最低限又は過小との認識。
- 現在の水準は、東京都・特別区を除き、平成に入ってから平均程度であり、近年は横ばい。

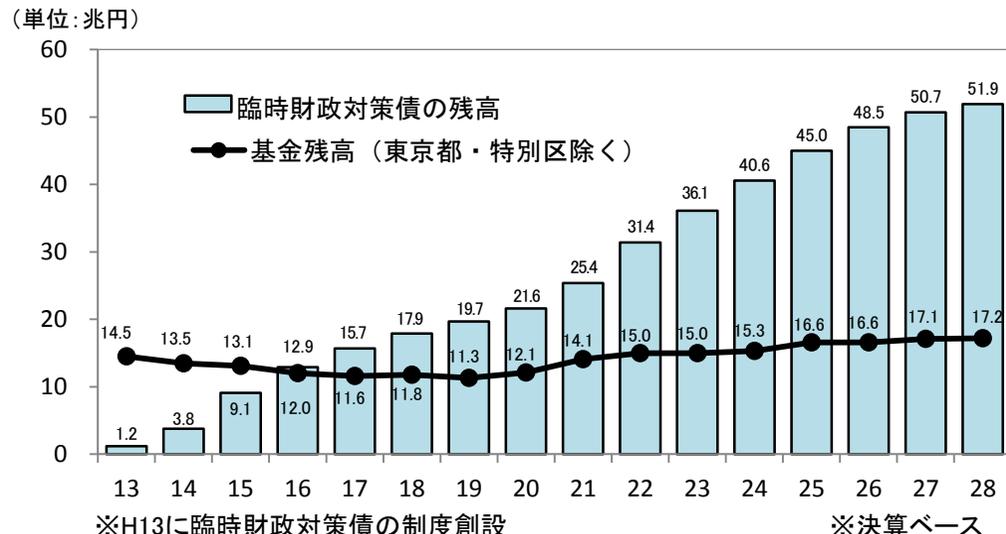
## ＜臨時財政対策債との関係＞

- 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置としての一般財源であり、臨時財政対策債と地方交付税は一体のもの。
- 多くの地方団体は、当初予算の段階において例年7月に決定される地方交付税と臨時財政対策債の見込額を所与の歳入として計上した上で、年度を通じての財政運営を実施。
- 一方、基金の最終的な積立て・取崩しの額は、財政運営の結果としての年度末の歳入・歳出全体の見込みを踏まえて決定されるもの（基金残高と臨時財政対策債の発行額に直接的な関連はない）。

【東京都・特別区を除く基金残高の水準（標準財政規模に対する比率）の推移】



【臨時財政対策債の残高と基金残高（東京都・特別区を除く）の推移】



# 参考資料

(民間議員からの提言に対する総務省の考え方)

## 【1. 行政手続きコスト削減等と成果を上げた自治体支援等】

(行政手続きコスト削減の取組について)

- 事業者の行政手続きコスト削減については、「行政手続部会取りまとめ(規制改革会議行政手続部会決定)」に基づき、地方団体の手続も含め、許認可等を所管する各省庁が取組を推進。

(地方での取組の成果について)

- 上記の取組により、結果として、職員数や人件費等が削減された場合には、地方交付税の「地域の元気創造事業費」の算定において、引き続き、地方団体ごとにその行革努力を反映。

## 【2. 地方単独事業の見える化等】

(地方単独事業について)

- 地方単独事業(ソフト)について、地方団体間の重複部分を控除した決算額(純計額)を平成28年度決算から把握・公表。
- 平成30年度において、決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」を推進するための委託調査を実施予定(予算要求)。

(地方行財政改革に関わる事業の把握について)

- 改革工程表に基づき、BPRによる業務改革や複数団体による自治体クラウドの導入によるコスト削減効果を整理の上、公表。

(業務の標準化について)

- 窓口業務については、業務改革モデルプロジェクトにおいて広域的な取組を優先的に採択し、業務の標準化を推進。
- 複数団体による自治体クラウドの導入により、共通のシステム利用を図ることを通じて、業務の標準化を推進。

### 【3. 地方公営企業】

(病院事業について)

- 地域医療における官民の機能分担や病床再編の検討の必要性を示した新公立病院改革ガイドラインに基づき、9割以上の公立病院が新公立病院改革プランを策定し、再編・ネットワーク化等の取組を進めており、引き続き、取組を支援。

(上下水道・工業用水道事業について)

- 人口減少や施設の老朽化等を見据えた経営戦略の策定の要請などにより、広域化等の公営企業の経営改革を推進。

### 【4. 公共施設の集約化と老朽化対策】

(公共施設等の集約化・老朽化対策について)

- 地方団体における公共施設等の適正管理の取組の推進に際しては、所管省庁と十分に連携し、公共施設の集約化や老朽化対策に対して、引き続き、地方財政措置を講じる。

(公共施設等総合管理計画について)

- 今年度中に、公共施設等総合管理計画の改訂に当たっての留意点を通知し、中長期の住民一人当たりインフラ維持管理・更新費の比較可能性を高める。

### 【5. その他(資料4 1.(3)介護報酬改定等)】

- 介護保険のインセンティブについては、市町村が高齢者の自立支援や介護の重度化防止に前向きに取り組むことができるよう、市町村の理解が得られる仕組みにすべき。